

---

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第5、議案第61号 松崎町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第61号は、松崎町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（伴 高志君） 今までは教育長は特別職ではなかったということですよ。それが新たに変更されるということで、普通は、ほかの市町村というのは、教育長というのは特別職・・・、一般的にはそうなんですか。

○総務課長（山本秀樹君） 教育長は、法的には一般職になります。

○教育委員会事務局長（石田正志君） 今の総務課長の補足を若干させていただきます。

いま教育長、教育長という話が出ていますが、現行の教育長はあくまでも教育委員です。教育委員の任期ということで考えてください。

教育委員はもちろん議会の同意が必要ですから、教育委員としては特別職ではありますが、教育長は教育委員会の教育委員さんの中から任命されます。ですから、教育長は一般職という立場です。2つの立場があるということです。

○1番（伴 高志君） この中で、この新しい・・・、改正後になると教育長だけ勤務時間ですとか、その他の勤務条件に関する規定というのが盛り込まれるけれど、普通は特別職というのは、そういうことがないということなんですか。

○総務課長（山本秀樹君） ひとくくりに特別職といいましても、一律じゃなくて、特別職に一般に適用される法律というのは存在しておりません。そのために特別職のあり方につきましては、それぞれ各個別法により規定をされるというふうになっております。

首長や、例えば副町長とかは法律上常勤とは規定されておられません。ですから、職務専念義務も規定されていないという形になります。ただし、今回教育長につきましては、特別職では

ありますが、先ほどもちょっと説明しましたけれども、勤務条件、それから勤務の内容等は今までの一般職と同様に勤務していた状況に変わりはないということになりますので、教育長につきましては、この教育組織及び運営に関する法律の 11 条で常勤であり、職務専念義務が課せられていますので、それに基づいて今回教育長につきましては、この専念義務が課せられていることから、その時間等を条例で定めなければならないということになって、今回の制定になるというものでございます。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結してもよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 61 号 松崎町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（稲葉昭宏君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---